

會籍維持委員ハ呈請ヲ裁却シ小泉氏ハ陳述ナシ。
 (會員ノ題ニ) イノモ小泉君吉乃氏陳述ニ時々ハ以テ、聯合
 職員總會ノ將來ノ當務要事呈請大波乃氏陳述、
 (八) 職員總會ノ聯合會籍委員變更ノ件
 。

テリタムマ以テ、
 尙藤氏陳述ヨリ「十八日ノ後發懇請會ノ内容ヲ朕マシ」
 題々其時スル對ニ答ヘテ答ト「云々」
 昨手イサナクハハナク又ハ聯合會籍ヲ合致地差ノ後國團村
 主連謀々ハ日本主連ノ後國團村ヲ又實業士氏ヲ會攝聯合ヲ
 外連イシテ聯合會籍ノミヲ攝々ハハ困難ナクハ。遊々ハ國
 「聯合會ニハ至道同恩ナク。然レ今日ノ計業士日本ノ愛國者
 又ニ陸ノ資本家團ノ井妻春ハ、
 。

續開裁人謝職會大湖文洞

昭和九年五月二十四日

日本労働組合會議 書記 局

日本労働組合會議 執行委員 御中

冠 省 去る四月十八日開催の第四回執行委員會に於て決議された
 るオーストリ労働階級犠牲者救済金送附の件は左記書狀添附の上五
 月廿三日邦貨百五十圓(瑞西フランに換算百三十七法二十五仙)を
 在壽府日本労働代表菊川忠雄氏に送附し、總主事スケブネル氏
 に手交するやう依頼しました

昭和九年五月二十二日

日本労働組合會議 書記長 米 窪 亮